

# 和歌山県内企業データ収集及び概要作成業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、和歌山県が実施する「和歌山県内企業データ収集及び概要作成業務」の契約候補者を選定するために行う、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

## 1. 概要

- (1) 業務名  
和歌山県内企業データ収集及び概要作成業務
- (2) 契約期間  
契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで
- (3) 業務の内容  
別添仕様書のとおり
- (4) 委託上限金額  
2,532,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2. 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき、競争入札参加資格者名簿の営業種目の大分類が「11.測定・検査・調査業務等」、小分類が「11.調査研究・統計作業」に記載されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (4) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続きの申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (7) 国税、県税及び市町村税の滞納がない者であること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行為を行っている者でないこと。

### 3. スケジュール

項目	日程
公募開始	令和7年1月24日（金）
仕様書等に関する質問受付締切	令和7年1月28日（火）17時45分まで
質問に対する回答期限	令和7年1月31日（金）17時45分まで
企画提案書類の提出締切	令和7年2月05日（水）17時45分まで
選定委員会	令和7年2月07日（金）（予定）
審査結果の通知	選定委員会の翌日以降速やかに行います。
契約締結及び事業開始	令和7年2月中旬
事業完了	令和7年3月14日（金）まで

### 4. 質問

本プロポーザル参加にあたって質問事項がある場合は、質問票（様式1）を期限までに提出すること。

(1) 質問受付期限

令和7年1月28日（火）17時45分まで

(2) 提出先

「10. 問い合わせ先及び各種書類の提出先」に示すとおり。

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年1月31日（金）17時45分までに和歌山県商工企画課のホームページ上に掲載する。

なお、企画提案書の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの企画提案書等の提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるため受け付けない。

## 5. 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる書類を期限までに5部（正本1部、副本4部）提出すること。

### (1) 提出書類

- ① 企画提案申請書（様式2）
- ② 誓約書（様式3）
- ③ 企画提案書（任意様式。ただし用紙の大きさは日本産業規格A4サイズとし、6ページ以内とすること）
- ④ 見積書（任意様式）
- ⑤ 業務実績表（様式4）
- ⑥ 提案者の概要がわかるもの（任意様式。会社案内等）
- ⑦ 「和歌山県物品の調達及び役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写し

### (2) 提出期限

令和7年2月5日（水）

### (3) 提出先

「10. 問い合わせ先及び各種書類の提出先」に示すとおり。

### (4) 提出方法

直接持参又は郵送すること。ただし、直接持参する場合は、土日祝日を除く平日の9時から17時45分までを受付時間とし、郵送の場合は書留必着とする。

## 6. 企画提案書類に関する注意事項

- (1) 提案内容は、別紙仕様書に基づいて作成すること。
- (2) 見積書は、消費税及び地方消費税を含む額とし、当該消費税及び地方消費税の額を明記すること。
- (3) 見積書の宛名は、「和歌山県知事」とすること。
- (4) 提出された企画案は返却しない。
- (5) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めないものとする。
- (6) 提出された資料は、採択を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

## 7. 審査方法

- (1) 企画提案の審査は、和歌山県公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会（以下、「委員会」）にて書面審査で行う。
- (2) 審査については、以下の審査基準の観点から総合的な評価を行う。また、評価点は別表1のとおりとする。

- ① 業務目的への理解度

本業務は、和歌山県内の企業の状況等について、別紙仕様書に基づき、データの収集及び分析を行い、概要を作成することで、県内企業の状況等を把握し、今後の和歌山県商工労働行政の政策立案に資することを目的としている。その目的に合致した提案内容になっているか。

- ② 調査内容の充実度

データの取得範囲が適正であるか。提案内容は充実しており、不足はないか。

- ③ 調査内容の独自性

本業務の目的に合致した、独自性のある効果的な提案項目になっているか。また、提案項目は、継続して調査・収集を実施することが可能かどうか。

- ④ 分析手法の充実度

収集したデータや業者独自の情報を活用した分析となっているか。

- ⑤ 見積額の妥当性

見積単価が妥当か。

- (3) 決定方法

審査結果をもとに第1位企画提案者との間で本委託業務契約を締結する。本委託業務実施に関して必要な協議が合意に至らない場合は、順次、審査結果上位者を契約候補者とみなして必要な協議を行い、契約候補者を決定する。

また、企画提案者が1者の場合においても、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該企画提案者を契約の相手方として選定する。

最高点の者が複数者いる場合は選定委員による多数決とする。

- (4) 審査結果の通知

審査結果は、審査会終了後、速やかに参加者全員に通知する。

- (5) 契約の締結

- ① 契約候補者と県が協議し委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。

仕様の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と県との協議により最終的に決定する。

- ② 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときはその選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

- ③ 委託先として選定した事業者については和歌山県商工企画課のホームページで公表する。

## 8. 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- (1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者等選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 9. その他留意事項

- (1) プロポーザル参加に要する費用については、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画作成のための受領した資料は、県の了解なく公表・使用することはできない。

## 10. 問い合わせ先及び各種書類の提出先

和歌山県 商工労働部 商工企画課 担当：下川床

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 県庁本館2階

TEL：073-441-2725 E-Mail：e0601001@pref.wakayama.lg.jp

(別表1) 評価項目及び評価点

評価項目	配点
1.業務目的への理解度	15点
2.提案内容の充実度 ・データの取得範囲が適正であるか。 ・提案内容は充実しており、不足はないか。	15点
3.提案内容の独自性 ・本業務の目的に合致した、独自性のある効果的な提案項目になっているか。 ・提案項目は、継続して調査・収集を実施することが可能かどうか。	15点
4.分析手法の充実度 ・収集したデータや業者独自の情報を活用した分析となっているか。	15点
5.見積金額の妥当性	15点
合計	75点